

「三次調整力②の時間前市場への売り入札について」の議題に対する意見

2023年3月2日
電力・ガス取引監視等委員会事務局

第36回 需給調整市場検討小委員会 および 第46回 調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 合同会議における議題（三次調整力②の時間前市場への売り入札について）につき、以下のとおり意見を提出いたします。

資料2 「三次調整力②の時間前市場への売り入札について」

- ・ 約定電源の発動についての案2の場合におけるインバランス料金への影響の監視については、昨年11月の本会合でも申し上げたとおり、関係事業者から十分なデータを出してもらうことが監視の前提となるが、それ以前に、次のような点を整理しなければ、運用が開始できないのではないか。
- ・ まず、時間前市場で一定の三次調整力②の余剰電源が供出された際に、案1の場合では、インバランスが不足から余剰に変わることも考えられ、その場合には、インバランス価格が大きく変動することも考えられる。一方、案2の場合は、同様の状況でもインバランス価格は直ちには変化しない。こうした状況が頻繁に発生すると考えられるが、事後監視をした場合に、案2はインバランス価格の実態を表していないとの評価になり得る。そうした場合に精算を求めるか否かなど運用ルールを事前に定めておくことが必要ではないか。
- ・ さらに、こうした事後監視を行うコストは膨大となるが、関係者の協力が得られるか、不透明である。案1を取らない理由は、システム改修が間に合わないためだと理解しているが、そうした状況で運用を開始して、関係者から事後監視に十分な協力が得られるのか疑問である。
- ・ こうしたことを考えると、案1に対応するシステム化を行ってから運用を開始するか、インバランス料金について事前の検討を行うことが必要なのではないか。

以上